

- 適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成17年3月末までに文書で通知する予定。
- 5 競争入札参加資格の有効期間  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで。
- 6 注意事項
- (1) 書類は、黄色のA4のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、3に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「変更」申請者（平成16年度及び平成17年度において競争入札参加資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望するもの）については、可能な限り平成16年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- 7 問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業係  
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-383-1111  
(内線) 6019・6020・6021

**熊本県公告第912号**

平成17年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成16年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法  
次の方法のいずれかとし、電送による申請は認めない。  
ア 郵送（簡易書留に限る。また、受付表の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）  
イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間  
ア 郵送の場合  
平成17年1月17日（月）から平成17年1月26日（水）まで（当日の消印有効）  
イ 持参の場合  
平成17年1月24日（月）から平成17年1月26日（水）まで  
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先  
ア 郵送の場合  
〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係  
イ 持参の場合  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政本館1階101会議室
- 2 審査対象期間  
平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間に決算期が属する営業年度
- 3 受付業種
- (1) 測量業務  
(2) 建築関係建設コンサルタント業務  
(3) 土木関係建設コンサルタント業務  
(4) 地質調査業務  
(5) 補償関係コンサルタント業務  
(6) 白あり駆除関係業務
- なお、(1)から(5)までの業務の詳細な分類については、競争入札参加資格審査受付表〈測量・建設コンサルタント業者等〉（別記様式1）を参照すること。
- 4 提出書類及び提出部数
- (1) 新規申請の場合

	提出書類	提出部数
1	競争入札参加者資格審査申請受付表〈測量・建設コンサルタント業者等〉 ※本表で発注を希望する業種の審査を行うが、申請直前2か年の営業年度における実績のない業務については、申請できない。（地質調査以外については、受付表の大	2部

	分類の中のいずれかに実績があることが必要。また、測量業務は測量法、建築一般は建築士法の登録が必要。)	
2	年間委任状 ※原本に限る。委任を行う場合に限る。	1部
3	使用印鑑届 ※原本に限る。	1部
4	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） 「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化について」（平成6年10月21日付け自治行第102号）別添「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ」中別添2測量等（測量・建設コンサルタント等）に係る資格審査の申請書類の統一様式（以下「統一様式」という。）の様式1-1、1-2、1-3 ※申請印は実印とする。	1部
5	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定	1部
6	測量等実績調書	1部
7	技術者経歴書（統一様式の様式2）	1部
8	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）又は身元証明書の写し（個人の場合） ※発行後、3か月以内のもの	1部
9	国税の納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。	1部
10	熊本県税の納税証明書（その6等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
11	<申請日現在、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> 審査登録証等の写し ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。 ※申請日現在有効であるもの。	1部

## (2) 申請業種の変更の場合

	提出書類	提出部数
1	競争入札参加者資格審査変更申請書<測量・建設コンサルタント業者等> ※本書で発注を希望する業種の審査を行う。	2部
2	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録を証する書	1部

	<p>面の写し</p> <p>2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し</p> <p>3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）</li> <li>○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）</li> <li>○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）</li> <li>○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定</li> </ul> <p>※新たに申請する業種に限る。</p>	
3	<p>測量等実績調書</p> <p>※新たに申請する業種に限る。</p>	1部
4	<p>技術者経歴書（統一様式の様式2）</p> <p>※新たに申請する業種に限る。</p>	1部
5	<p>国税の納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。</p> <p>※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p>	1部
6	<p>熊本県税の納税証明書（その6等）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。</p> <p>※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p> <p>※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1部

5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。
- ア 申請直前2か年の営業年度において実績がない業種
  - イ 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務
  - ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般
  - エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。
- ※測量業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。
- ※土木関係建設コンサルタント業務の指名には2名以上の技術者が必要。
- (2) 審査の結果は、平成17年3月末までに文書で通知する予定。

6 競争入札参加資格の有効期間  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで。

7 注意事項

- (1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「変更」申請者（平成16年度及び17年度において競争入札参加資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望するもの）については、可能な限り平成16年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

8 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係  
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096 - 383 - 1111  
 (内線) 6019・6020・6021